# とちしんの相続専用定期預金

# 永代定期預金

## これまでのお取引に感謝を込めて

**特別感謝金利**

お取扱い期間　2026年10月1日～2027年3月31日

6カ月もの

年 1.50%

- 当金庫および他行でお受取りになられた相続資金をお預りします
- 過去5年内にお受取りの相続資金、お預入中の相続預金の預け替えも可能です
- 相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金の預入も可能です
- 複数回・複数口に分けてのご利用も可能です（相続に関する資金限定）

くわしくは「とちしん」の
窓口までお問い合わせください。

栃木信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/tochigi

とちしんホームページ

とちしん いちご倶楽部

## ≪相続専用定期預金　永代定期預金の概要について≫

| | |
|---|---|
| 対象となるお客さま | 相続により取得した資金を原資としてお預入れいただける個人の方 |
| 相続取得資金の範囲 | **過去5年以内の下記①～④の相続資金がお預入れの対象となります。**<br><br>**①　当金庫での相続手続きにより取得された相続資金**<br>**②　他行での相続手続きにより取得された相続資金**<br>**③　相続により取得された相続財産（不動産・有価証券等）の換金代金**<br>**④　当庫・他行相続資金の預け替え** |
| 預入金額・単位 | 100万円以上（1円単位）　～　お客さまが相続された全財産額まで（上限：5億円） |
| 適用金利 | **固定金利　1.50%** |
| 預入期間 | 6ヵ月（元利金自動継続扱い） |
| 満期時の取扱い | 自動継続の取扱いとなります。 **ご契約時の適用金利1.50%は継続扱いとなります。** |
| 預金種類 | 自由金利型定期預金（M型）のスーパー定期預金 |
| 預入形態 | 通帳式定期預金、**複数回・複数口に分けてのお預入れ可**　※総合口座へのお預入れは不可 |
| 中途解約時の取扱い | 本商品は、原則中途解約不可の商品となります。やむを得ず、満期日前に中途解約された場合には、上記の優遇金利は適用されませんのでご了承ください。 |
| 預金保険 | 預金保険の制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。 |
| ご留意事項 | 金融環境等により商品内容変更、またはお取扱いを中止する場合がございます。 |

## ≪ご確認書類について 相続預金については店頭ご提示による確認のみとし、書類のご提出までは求めません≫

| | | | |
|---|---|---|---|
| ☐ | **当金庫で相続手続きをされたお客さま** | ➡ | **下記①～③の資料の再度のご提出は「原則不要」です。**<br>※確認のため追加資料のご提出をお願いする場合もあります。 |
| ☐ | **他行で相続手続きをされたお客さま** | ➡ | **下記「①～③」に関するご確認が必要となります。** |
| ☐ | **相続財産の換金代金をお預入れいただく場合** | ➡ | **下記「①～④」に関するご確認が必要となります。** |
| ☐ | **金融機関の相続預金の預け替えをいただく場合** | ➡ | **下記「①と⑤」に関するご確認が必要となります。** |

**ご確認させていただく内容は、お客さまによりそれぞれ異なりますので、事前に当庫窓口にご相談をください。**

| | | |
|---|---|---|
| ☐ | **①　ご本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）※その他の確認方法は店頭でご確認ください** | |
| | ☐ | |
| ☐ | **②　金融機関での相続手続き完了時期のご確認　（ご確認方法等は個別にご相談ください）** | |
| ☐ | **③　お預入れされる方が相続人であることのご確認　（ご確認方法等は個別にご相談ください）** | |
| 相続時期・相続人確認 | ☐　ご提示資料（例）　「金融機関に提出した相続依頼書の写し」 | |
| | ☐　ご提示資料（例）　「被相続人（故人）名義の解約済通帳または計算書写し」 | |
| | ☐　ご提示資料（例）　「相続取得資金の入金が記録された金融機関の預金通帳」 | |
| | ☐　ご提示資料（例）　「戸籍謄本の写し」 | |
| | ☐　ご提示資料（例）　「遺産分割協議書の写し」 | |
| | ☐　ご提示資料（例）　「遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し」 | |
| | ☐　ご提示資料（例）　「相続税の計算書」 | |
| | ☐　相続時期がご確認できる資料（　　） | |
| | ☐　相続人であることがご確認できる資料（　　） | |
| ☐ | **④　お預入れ原資が相続により引継いだものであることのご確認　（ご確認方法等は個別にご相談ください）** | |
| 引継ぎ確認 | ☐　預貯金の場合　　（例）被相続人（故人）名義の解約済通帳または計算書等の金額がわかる資料 | |
| | ☐　保険金の場合　　（例）保険金等支払通知書 | |
| | ☐　有価証券の場合　　（例）相続された株式等の売却代金が確認できる資料 | |
| | ☐　不動産の場合　　（例）相続された不動産等の売却代金が確認できる資料（売買契約書や計算書等） | |
| | ☐　相続財産であることがご確認できる資料（　　） | |
| ☐ | **⑤　金融機関に相続預金を預入していることのご確認　（ご確認方法等は個別にご相談ください）** | |
| 預金 | ☐　金融機関の相続定期預金の通帳（証書）、相続預金の預入が確認できる資料等 | |
| | ☐　相続預金であることがご確認できる資料（　　） | |